

# 令和3年度6月補正予算案等の概要

## I 補正予算案について

新型コロナウイルス感染症対策の推進(事業者支援、医療提供体制の維持、生活支援)など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

### 1 歳入・歳出補正予算案の概要

#### (1) 会計別予算額

(単位：億円、%)

会計別	前回までの累計額	補正予算額					6月現計予算額	(参考) 3年度6現/ 2年度6現
		6月補正その1 (その2) <sup>※1</sup>	6月補正その2 (その3) <sup>※1</sup>			合計		
		コロナ対策 (事業者支援)	コロナ対策 (医療提供体制の維持 生活支援等)	その他	計			
一般会計	22,387.43	116.18	361.36	6.81	368.17	484.36	22,871.79	107.8
特別会計	20,474.84	—	—	—	—	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	—	—	—	—	1,493.43	100.5
計	44,355.71	116.18	361.36	6.81	368.17	484.36	44,840.07	101.6

※1 その2、その3は、第2回定例会における予算議案の名称

#### (2) 一般会計の財源内訳

(単位：億円)

款別	前回までの累計額	補正予算額					6月現計予算額
		6月補正その1 (その2)	6月補正その2 (その3)			合計	
		コロナ対策 (事業者支援)	コロナ対策 (医療提供体制の維持 生活支援等)	その他	計		
国庫支出金	4,159.51	114.68	353.69	5.77	359.47	474.16 <sup>※2</sup>	4,633.68
寄附金	6.74	—	0.01	—	0.01	0.01	6.75
繰入金	963.97	1.49	7.65	0.42	8.07	9.57 <sup>※3</sup>	973.54
県債	2,918.90	—	—	0.62	0.62	0.62	2,919.52
その他	14,338.29	—	—	—	—	—	14,338.29
計	22,387.43	116.18	361.36	6.81	368.17	484.36	22,871.79

※2 国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症に関する交付金は以下のとおり

区分	補正予算額		
	6月補正その1 (その2)	6月補正その2 (その3)	合計
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)	84.10億円	—	84.10億円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(協力要請推進枠)	6.72億円	—	6.72億円
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	—	46.52億円	46.52億円
計	90.82億円	46.52億円	137.35億円

※3 繰入金は、全て財政調整基金繰入金

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

(1) 6月補正その1 (補正予算案その2)

総額 116億1,864万円

ア 事業者支援 (総額 81億4,920万円) ※コロナ対策

事業名及び事業概要		補正予算額											
<p>①酒類販売事業者等支援給付金</p> <p>「酒類提供の停止」要請により売上に大きな影響を受けている酒類販売事業者等を特に支援するため、国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算するとともに、支援対象者を拡大する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">酒類販売事業者等の支援について、月次支援金の上限額を加算や対象の拡大を行う場合は、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）が8割交付される。</p> <p>&lt;給付金額の加算&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>支援対象者</td> <td>前(々)年比の4月、5月、6月の売上が <u>50%以上減少</u>した中小企業者等のうち、酒類販売事業者等</td> </tr> <tr> <td>支援対象期間</td> <td>令和3年4月から6月まで</td> </tr> <tr> <td>給付額(上限)</td> <td>中小法人 : 20万円/月 個人事業者 : 10万円/月</td> </tr> </table> <p>&lt;支援対象者の拡大&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>支援対象者</td> <td>前(々)年比の4月、5月、6月の売上が <u>30%以上50%未満減少</u>した中小企業者等のうち、酒類販売事業者等</td> </tr> <tr> <td>支援対象期間</td> <td>令和3年4月から6月まで</td> </tr> <tr> <td>給付額(上限)</td> <td>中小法人 : 20万円/月 個人事業者 : 10万円/月</td> </tr> </table>	支援対象者	前(々)年比の4月、5月、6月の売上が <u>50%以上減少</u> した中小企業者等のうち、酒類販売事業者等	支援対象期間	令和3年4月から6月まで	給付額(上限)	中小法人 : 20万円/月 個人事業者 : 10万円/月	支援対象者	前(々)年比の4月、5月、6月の売上が <u>30%以上50%未満減少</u> した中小企業者等のうち、酒類販売事業者等	支援対象期間	令和3年4月から6月まで	給付額(上限)	中小法人 : 20万円/月 個人事業者 : 10万円/月	8億8,314万円
	支援対象者	前(々)年比の4月、5月、6月の売上が <u>50%以上減少</u> した中小企業者等のうち、酒類販売事業者等											
	支援対象期間	令和3年4月から6月まで											
	給付額(上限)	中小法人 : 20万円/月 個人事業者 : 10万円/月											
	支援対象者	前(々)年比の4月、5月、6月の売上が <u>30%以上50%未満減少</u> した中小企業者等のうち、酒類販売事業者等											
	支援対象期間	令和3年4月から6月まで											
	給付額(上限)	中小法人 : 20万円/月 個人事業者 : 10万円/月											
	<p>②中小企業者等支援給付金（酒類販売事業者等除く）</p> <p>国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算する。</p> <table border="1"> <tr> <td>支援対象者</td> <td>前(々)年比の4月、5月、6月の売上が <u>50%以上減少</u>した中小企業者等（酒類販売事業者等除く）</td> </tr> <tr> <td>支援対象期間</td> <td>令和3年4月から6月まで</td> </tr> <tr> <td>給付額(定額)</td> <td>中小法人 : 5万円/月 個人事業者 : 2.5万円/月</td> </tr> </table>	支援対象者	前(々)年比の4月、5月、6月の売上が <u>50%以上減少</u> した中小企業者等（酒類販売事業者等除く）	支援対象期間	令和3年4月から6月まで	給付額(定額)	中小法人 : 5万円/月 個人事業者 : 2.5万円/月	61億2,591万円					
		支援対象者	前(々)年比の4月、5月、6月の売上が <u>50%以上減少</u> した中小企業者等（酒類販売事業者等除く）										
		支援対象期間	令和3年4月から6月まで										
給付額(定額)	中小法人 : 5万円/月 個人事業者 : 2.5万円/月												
<p>③信用保証事業費補助</p> <p>月次支援金の給付対象とならない事業者も含め、中小企業者等を幅広く支援するため、融資を受ける際の信用保証料に対する補助を拡充する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">信用保証料率</th> </tr> <tr> <th>通常</th> <th>拡充後※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コロナ新事業展開対策融資 〔感染症の影響を受けた事業者の業態転換や 新事業への取組を支援するもの〕</td> <td>0.80% ～ 1.00%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>伴走支援型特別融資 〔感染症の影響を受けた事業者の経営改善を 金融機関が伴走支援でサポートするもの〕</td> <td>0.20%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※拡充後の信用保証料率は県の補助による割引後の率</p>	区分	信用保証料率		通常	拡充後※	コロナ新事業展開対策融資 〔感染症の影響を受けた事業者の業態転換や 新事業への取組を支援するもの〕	0.80% ～ 1.00%	0%	伴走支援型特別融資 〔感染症の影響を受けた事業者の経営改善を 金融機関が伴走支援でサポートするもの〕	0.20%	0%	11億4,015万円	
		区分	信用保証料率										
	通常		拡充後※										
	コロナ新事業展開対策融資 〔感染症の影響を受けた事業者の業態転換や 新事業への取組を支援するもの〕	0.80% ～ 1.00%	0%										
	伴走支援型特別融資 〔感染症の影響を受けた事業者の経営改善を 金融機関が伴走支援でサポートするもの〕	0.20%	0%										
<b>合 計</b>	81億4,920万円												

### ※月次支援金とは

令和3年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、事業の継続・立て直しなどを支援するための国による給付金。

### 給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者

左記事業者と取引がある全国の事業者  
(他者を經由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

- 1 **日常的に訪れるお店**  
アパレルショップ、飲料や食品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など
- 2 **教育関連の事業者**  
学習塾、スポーツの習い事など
- 3 **医療・福祉関連の事業者**  
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など
- 4 **文化・娯楽関連の事業者**  
スポーツ施設、劇場、博物館など
- 5 **旅行関連の事業者**  
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

- 6 **経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者**
- 7 **システム開発などのITサービスを提供する事業者**
- 8 **映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者**
- 9 **飲料や食品の卸売を行っている事業者**
- 10 **農業や漁業を営んでいる事業者**

(経済産業省資料抜粋)

給付額

=前年又は前々年の基準月の売上－本年対象月の売上  
(中小法人等：上限20万円/月、個人事業者等：上限10万円/月)

問合せ先

- 【①、②】 産業労働局中小企業部中小企業支援課  
【③】 産業労働局中小企業部金融課

課長 和泉 電話 045-210-5550  
課長 三杉 電話 045-210-5670

### イ 感染症対策（総額 34億6,944万円） ※コロナ対策

事業名及び事業概要	補正予算額
<b>① 宿泊施設感染症対策等事業費補助</b> 横浜・鎌倉・箱根といった観光地を抱える本県において、感染症の影響を受けている宿泊事業者を支援するため、機械換気設備の導入など感染拡大防止対策に要する経費や、ワーケーションスペースの設置等に要する経費に対して補助する。 ・補助上限額：500万円（1施設当たり）	26億8,586万円
<b>② 地域公共交通事業者感染症対策支援事業費</b> 地域公共交通サービスを維持するため、感染拡大防止対策を強化している一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、消毒液の購入などに要する経費を支援する。 ・支援額：バス 8万円/車両 タクシー 2万円/車両	5億9,582万円
<b>③ テレワークの導入支援</b> 中小企業者等におけるテレワークを推進するため、通信機器の購入経費等に対して補助する。 ・補助上限額：40万円（1事業者当たり）	1億8,775万円
<b>合 計</b>	<b>34億6,944万円</b>

問合せ先

- 【①】 国際文化観光局観光課  
【②】 県土整備局都市部交通企画課  
【③】 産業労働局労働部雇用労政課

課長 渡邊 電話 045-210-5760  
課長 近藤 電話 045-210-6180  
課長 岡田 電話 045-210-5730

# 参考

## ～ 3年度当初予算等に計上した事業者支援等 ～

事業名及び事業概要		3年度当初予算額 (2年度2月補正予算額等)
<b>1 中小企業等への補助</b>		
①	<b>コロナ禍における中小企業等への補助</b> 中小企業者等の感染拡大防止対策や新たな事業展開を支援するため、感染防止対策や非対面ビジネスモデルの構築、ビジネスモデルの転換事業に対して補助する。 ・補助上限額：感染拡大防止対策・非対面ビジネスモデル構築事業 100万円 ビジネスモデル転換事業 3,000万円	38億3,378万円
②	<b>アクリル板等貸与事業費</b> 新型コロナウイルス感染症の主要な感染源の一つとされる会食時の飛沫感染を防ぐためアクリル板、サーキュレーター等を県で調達し、無償貸付を実施する。	3億円
③	<b>中小企業の資金繰り支援</b> 融資枠を過去最大の3,000億円とした上で、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業等への資金繰りを支援する。また、神奈川県信用保証協会が行う新型コロナウイルス関連融資への保証料引下げに要する経費等に対して補助する。	177億5,631万円
④	<b>経営支援事業等への補助</b> 商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公財)神奈川産業振興センターが行う中小企業・小規模企業の経営相談、助言等に係る事業に対して補助する。	18億6,293万円
<b>2 観光事業者への支援</b>		
⑤	<b>「地元かながわ再発見」推進事業費</b> 新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地元・神奈川県の魅力を再発見する契機とするため、県民限定で県内旅行の費用を支援する。 <2年度繰越事業>	(15億3,345万円)
新⑥	<b>国内観光客誘致のための戦略的取組</b> 県外からの観光客の誘致や県内周遊を促進するため、東京2020大会や大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送等の機会を捉えて、鉄道事業者等と連携したプロモーションを行う。	1億4,756万円
新⑦	<b>観光客受入環境整備費補助</b> 国内外の観光客が安全かつ、快適に滞在できる環境づくりに向け、感染症対策、災害対応、バリアフリー化の整備等に取り組む民間事業者等に対して補助する。	3,000万円
<b>3 県内需要の喚起</b>		
⑧	<b>商店街等プレミアム商品券支援事業費補助</b> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等の活性化及び地域における消費を喚起するため、商店街等が実施するプレミアム商品券発行事業に対して補助する。 ・補助上限額：1商店街 200万円、複数商店街 500万円	1億円
⑨	<b>県内消費喚起対策事業費</b> 消費意欲の減退した消費者の購買意欲を喚起し、県内事業者を支援するため、キャッシュレス決済時に決済額の20%を還元する。 ・1人当たり4,000円相当を上限 <2年度繰越事業>	(75億円)
⑩	<b>県内工業製品購入促進事業費</b> 県内工場で製造された製品に対する需要を喚起するため、県民等が県内工業製品(希望小売価格等が税抜3万円以上)を購入する際の割引を支援する。 ・割引額：希望小売価格等の10%以内(1製品上限額：20万円) <2年度繰越事業(一部)>	11億 20万円 (7億1,388万円)

事業名及び事業概要		3年度当初予算額 (2年度2月補正予算額等)
<b>4 成長支援</b>		
⑩	<b>⑪ DXプロジェクト推進事業費</b> 県内企業のDXを促進するため、データとデジタル技術を活用した新たな商品やサービスの開発プロジェクトを公募し、開発・実証に必要な技術的助言を行うとともに経費に対する支援を行う。	7,512万円
	<b>⑫ 成長期ベンチャー支援事業費</b> 新型コロナウイルス感染症対策に資する新たなサービスの開発に取り組むベンチャー企業を支援する。	6,000万円
⑪	<b>⑬ 新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業費</b> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有用なロボットの実装に意欲的な施設に対し、ロボットの選定や導入に必要となる施設環境の調整など、総合的な支援を行う。併せて得られたノウハウをモデル化し、同種施設への実装を推進する。	6,731万円
<b>5 働き方改革の推進</b>		
	<b>⑭ テレワーク・サテライトオフィスの導入支援</b> 県内企業に対しテレワークに必要な機器の購入費用等の経費を補助するとともに、県内にサテライトオフィスを設置する企業の開設に要する経費に対して補助する。 ・補助上限額：テレワーク 40万円、サテライトオフィス設置 200万円 < 2年度繰越事業（一部） >	6,800万円 (6,000万円)

問合せ先			
【①、④、⑨】	産業労働局中小企業部中小企業支援課	課長	和泉 電話 045-210-5550
【②】	産業労働局総務室	企画調整担当課長	森山 電話 045-210-5530
【③】	産業労働局中小企業部金融課	課長	三杉 電話 045-210-5670
【⑤～⑦】	国際文化観光局観光課	課長	渡邊 電話 045-210-5760
【⑧】	産業労働局中小企業部商業流通課	課長	中野 電話 045-210-5600
【⑩、⑬】	産業労働局産業部産業振興課	課長	長沢 電話 045-210-5630
【⑪、⑫】	産業労働局産業部	ベンチャー支援担当課長	脇坂 電話 045-285-0213
【⑭】	産業労働局労働部雇用労政課	課長	岡田 電話 045-210-5730

## (2) 6月補正その2 (補正予算案その3)

368億1,764万円

## ア 新型コロナウイルス感染症対策 (総額 361億3,607万円)

## (7) 医療提供体制の維持等 (総額 56億2,060万円)

事業名及び事業概要	補正予算額
①感染症検査事業費 行政検査の民間検査機関への委託、検査費用の自己負担相当額の公費負担を行う。	7億6,562万円
②感染症患者入院医療費 勧告等に基づき入院した感染症患者の医療費に係る自己負担相当額の公費負担を行う。	2億 248万円
③感染症患者入院医療機関等設備整備費補助 医療機関における体外式膜型人工肺 (ECMO) や簡易陰圧装置などの医療機器整備等に対して補助する。	46億5,250万円
合 計	56億2,060万円

問合せ先

- 【①、②】健康医療局医療危機対策本部室 感染症対策担当課長 田中 電話 045-285-0559  
 【③】健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策管理担当課長 埋橋 電話 045-210-4790

## (4) 生活支援 (総額 301億7,745万円)

事業名及び事業概要	補正予算額									
①生活福祉資金貸付事業費補助 生活困窮者の増加に対応するため、生活福祉資金の特例貸付を行う県社会福祉協議会に貸付原資等の補助について、追加で措置する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸付対象者</th> <th>貸付上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急小口資金</td> <td>休業等により一時的に生活費が必要な世帯</td> <td>10万円以内 (学校休業等の場合は20万円以内)</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金</td> <td>失業等により生活の立て直しが必要な世帯</td> <td>月20万円以内(単身15万円以内) 貸付期間：原則6か月以内 (3か月の再貸付可能)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸付対象者	貸付上限	緊急小口資金	休業等により一時的に生活費が必要な世帯	10万円以内 (学校休業等の場合は20万円以内)	総合支援資金	失業等により生活の立て直しが必要な世帯	月20万円以内(単身15万円以内) 貸付期間：原則6か月以内 (3か月の再貸付可能)	300億円
区分	貸付対象者	貸付上限								
緊急小口資金	休業等により一時的に生活費が必要な世帯	10万円以内 (学校休業等の場合は20万円以内)								
総合支援資金	失業等により生活の立て直しが必要な世帯	月20万円以内(単身15万円以内) 貸付期間：原則6か月以内 (3か月の再貸付可能)								
②生活困窮者自立支援金の給付 生活福祉資金の貸付額が上限に達するなど、新たに貸付けを受けられず生活に困窮する者を支援するため、支援金を給付する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給額 (3ヵ月まで)</th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人以上世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>：月6万円</td> <td>：月8万円</td> <td>：月10万円</td> </tr> </tbody> </table>	支給額 (3ヵ月まで)	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯		：月6万円	：月8万円	：月10万円	1億1,970万円	
支給額 (3ヵ月まで)	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯							
	：月6万円	：月8万円	：月10万円							
③市町村が行う生活困窮者支援に対する補助 生活困窮者を支援するため、福祉事務所等における相談体制の強化や保護施設等へのマスクや消毒液等の配布等を行う市町村に対して補助する。	4,872万円									
④孤独・孤立で不安を抱える女性への支援 不安を抱える女性を支援するため、NPO等の知見を活用した相談、訪問支援や窓口等への同行、生活必需品(生理用品)の配布等を行う。	903万円									
合 計	301億7,745万円									

問合せ先

- 【①～③】福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 課長 大澤 電話 045-210-4900  
 【④】福祉子どもみらい局 共生推進本部室人権男女共同参画担当課長 東谷 電話 045-210-3630

(ウ) 学びの保障等（総額 3億 227万円）

事業名及び事業概要	補正予算額
①修学旅行等の中止・延期によるキャンセル料等の支援 修学旅行等の中止又は延期によるキャンセル料等について、各家庭等の負担軽減を図るため、支援を行う。	3億 227万円

問合せ先 【①私立学校】 福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 課長 山中 電話 045-210-3760 【①県立高校等】 教育局指導部高校教育課 課長 増田 電話 045-210-8240 【①県立特別支援学校】 教育局支援部特別支援教育課 課長 萩庭 電話 045-210-8214
---

(エ) その他（総額 3,573万円）

事業名及び事業概要	補正予算額
①SDGsを活用した社会的課題の解決促進 コロナ禍で一層深刻化する社会的課題（子どもの貧困等）の解決を図るため、SDGsを道しるべに、多様な主体間のマッチング等を行うことで、「共助」の取組を広げ、その成果を発信する。	1,500万円
②指定管理施設における追加費用等の負担 新型コロナウイルス感染症の影響による閉館等に伴う費用について負担する。	2,073万円
合 計	3,573万円

問合せ先 【①】政策局いのち・未来戦略本部室 SDGs推進担当課長 湊 電話 045-285-1052 【②】総務局財政部財政課 課長 三澤 電話 045-210-2250
--

イ その他（新型コロナウイルス感染症対策以外） 6億 8,157万円

④食品産業における輸出向け対応施設の整備 4億 8,622万円

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、食品製造事業者が行う輸出先の規制等への対応に必要な施設や機器の整備に対して補助する。

[環境農政局農政部農政課長 鈴木 電話 045-210-4401]

○ 高病原性鳥インフルエンザ等防疫体制の整備 701万円

高病原性鳥インフルエンザ等の侵入リスクに備え、飼養衛生管理基準に基づいた防疫体制を整えるため、生産者団体が行う防鳥ネットの設置等に対して補助する。

[環境農政局農政部畜産課長 高尾 電話 045-210-4500]

○ 高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備 1億 2,633万円

災害時における高齢者施設の機能を維持するため、非常用自家発電設備等の整備を行う事業者に対して補助する。

[福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長 山本 電話 045-210-4830]

- 厚木高校整備工事費 6,200万円
- 【継続費変更】 7億 400万円 [令和2年度～令和3年度]  
 ※変更前 6億4,200万円 [令和2年度～令和3年度]
- 厚木高校（厚木市戸室）の耐震補強工事において、着工後、想定以上の老朽化が判明したため、既設定の継続費を変更する。
- [教育局行政部教育施設課長 中島 電話 045-210-8061]

○ 民間活力の導入による県営住宅の建替えの推進（県営住宅事業会計）

・ 県営上溝団地特定事業費

【債務負担行為の設定】	期 間	令和3年度～令和11年度
	限度額	154億4,123万円

・ 県営追浜第一団地特定事業費

【債務負担行為の設定】	期 間	令和3年度～令和9年度
	限度額	40億4,016万円

・ 中高層公営住宅建設事業費（※上記2事業のアドバイザー業務）

【債務負担行為の設定】	期 間	令和3年度～令和4年度
	限度額	2,080万円

県営上溝団地（相模原市中央区光が丘）及び県営追浜第一団地（横須賀市追浜本町）について、既存住宅等の除却、建築、移転支援などをPFI事業として一体的に実施するため、債務負担行為を設定する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 新井 電話 045-210-6533]

## II 条例案等について

### 1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	18 件
動 産 の 取 得	4 件
指 定 管 理 者 の 指 定	24 件
そ の 他	2 件
計	48 件
(参考)6月補正予算	3 件
合 計	51 件

### 2 条例案等の概要

#### 【条例の改正】

○ かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例

神奈川県住宅供給公社に貸し付けた賃貸住宅建設資金貸付金の全額償還に伴い、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人(1法人)の指定を更新するため、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴い、石綿排出等作業に係る届出の受理等の事務を相模原市、平塚市及び藤沢市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正及び医薬品等の製造所における製造管理又は品質管理の方法に関する基準が見直されたこと等に伴い、区分適合性調査申請手数料等を新設するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 神奈川県県税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、法人の事業税を課する事業に配電事業及び特定卸供給事業を追加するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

○ 障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等に関するもの10条例

厚生労働省令の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることを規定するなど、所要の改正を行う。

- ① 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ② 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ③ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ④ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑤ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ⑥ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ⑦ 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ⑧ 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ⑨ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ⑩ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

① [福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長  
電話 045-210-3630]

②③ [福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長 電話 045-210-4700]

④～⑩ [福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

○ 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

厚生労働省令の一部改正に伴い、保護施設等において感染症やハラスメント等への対策を強化するための基準を追加するなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長 電話 045-210-4900]

○ 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

緑警察署の庁舎新築移転に伴い、所要の改正を行う。

[警察本部警務部警務課企画室副室長 電話 045-211-1212 内線2691]

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国家公安委員会規則の一部改正を踏まえ、視覚障害者の移動の安全を確保するため、信号機に関する基準に、スマートフォン等の通信端末機器に対して歩行者用青信号の表示に関する情報を送信する機能を追加することに関し、所要の改正を行う。

[警察本部交通部交通規制課課長代理 電話 045-211-1212 内線5161]

#### 【動産の取得】

- 新型インフルエンザ対策に係る行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬

本県の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標を踏まえ、購入契約を締結する。

品目	数量	契約者名	契約金額
イナビル吸入粉末剤 20mg 行政備蓄用	278,020容器	第一三共株式会社 代表取締役社長 眞鍋 淳	2億4,068万1,914円
タミフルカプセル75 100カプセル(PTP) 備蓄用	11,552箱	中外製薬株式会社 営業本部長 日高 伸二	2億1,513万2,896円

[健康医療局医療危機対策本部室感染症対策担当課長 電話 045-285-0559]

- 県立図書館新棟書架

令和4年度に開館する県立図書館新棟に資料を所蔵するため、書架を購入する。

品目及び数量 書架 154 台

契約者名 丸善雄松堂株式会社

代表取締役 矢野 正也

契約金額 2億5,740 万円

[教育局生涯学習部生涯学習課長 電話 045-210-8330]

- 警察本部ヘリコプターテレビ受信システム

老朽化したヘリコプターテレビ受信システムを更新するため、機器を購入する。

品目及び数量 警察本部ヘリコプターテレビ受信システム 一式

契約者名 株式会社東通インターナショナル

代表取締役 伊藤 章

契約金額 1億890 万円

[警察本部地域部地域総務課管理官 電話 045-211-1212 内線 3540]

#### 【指定管理者の指定】

- 塚山公園等の指定管理者の指定 24 件(別表参照)を行う。

【その他】

○ 和解について

① 平塚児童相談所一時保護所における一時保護中の児童間の暴行事案に伴う損害賠償請求事件に係る和解

平塚児童相談所一時保護所において発生した、一時保護中の児童間の暴行事案に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所小田原支部からの和解勧告に基づき和解する。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

② 県警察職員による証拠品の所有者への交付時における過失に伴う損害賠償請求事件に係る和解

県警察職員による証拠品の所有者への交付時における過失に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

[警察本部警務部監察官室室長代理 045-211-1212 内線 2861]

## 指定管理者の指定について

施設の名称	指定管理者候補		指定期間	
	名称	主たる事務所の所在地		
①塚山公園	神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会グループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
②保土ヶ谷公園	神奈川県公園協会・サカタのタネグループ・オーチャー共同事業体	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
③三ツ池公園	神奈川県公園協会・石勝エクステリア・サカタのタネGSグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
④	葉山公園 はやま三ヶ岡山緑地	三菱電機ライフサービス株式会社	東京都港区芝公園二丁目4番1号芝パークビルB館7F	R4. 4. 1～R9. 3. 31
⑤湘南海岸公園	株式会社湘南なぎさパーク	藤沢市鶴沼橋一丁目2番7号藤沢トーセイビル5F	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑥城ヶ島公園	三浦市観光協会・湯山造園土木・京浜急行電鉄グループ	三浦市南下浦町上宮田1450番地4	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑦恩賜箱根公園	神奈川県公園協会・ランドフローラ・小田急箱根HDグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑧	辻堂海浜公園 湘南汐見台公園	公園協会・オーチャー・サカタのタネ・小田急電鉄共同事業体	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31
⑨観音崎公園	神奈川県公園協会・京急サービス共同事業体	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑩東高根森林公園	株式会社石勝エクステリア	東京都世田谷区玉川二丁目2番1号	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑪相模原公園	神奈川県公園協会・サカタのタネ・サカタのタネGSグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑫大磯城山公園	神奈川県公園協会・湘南造園グループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑬七沢森林公園	公益財団法人神奈川県公園協会	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑭四季の森公園	神奈川県公園協会・大和情報サービス・サカタのタネGSグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑮座間谷戸山公園	公益財団法人神奈川県公園協会	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑯津久井湖城山公園	神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑰茅ヶ崎里山公園	神奈川県公園協会・小田急ビルサービスグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑱あいかわ公園	公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4番地	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑲おだわら諏訪の原公園	おだわら諏訪の原公園パートナーズ	横浜市磯子区杉田四丁目5番10号	R4. 4. 1～R9. 3. 31	
⑳境川遊水地公園	神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ	横浜市中区扇町三丁目8番地8	R4. 4. 1～R9. 3. 31	

施設の名称	指定管理者候補		指定期間
	名 称	主たる事務所の所在地	
②① 県営住宅（横浜等地域）	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	R4. 4. 1～R9. 3. 31
②② 県営住宅（川崎地域）	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	R4. 4. 1～R9. 3. 31
②③ 県営住宅（相模原等地域）	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	R4. 4. 1～R9. 3. 31
②④ 厚生住宅及び県営住宅（横須賀三浦地域）	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	R4. 4. 1～R9. 3. 31

注) ④、⑧については2つの施設を一括で募集、指定する。

①から②④まで [県土整備局都市部都市公園課長 電話 045-210-6220]  
 ②①から②④まで [県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

## 問合せ先

---

### I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 三澤 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252

### II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 高野 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 吉田 電話 045-210-3022